吹田市公告第５９０号

吹田市総合防災センター設備保守・清掃業務に係る制限付一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき公告します。

令和８年11月２日

吹田市長　後藤　圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

１　業務名称　　吹田市総合防災センター設備保守・清掃業務

２　業務場所　　吹田市佐竹台１丁目６番３号　吹田市総合防災センター

３　履行期間　　令和９年１月１２日から令和１２年１月１１日まで
本契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約であり、翌会計年度以降の予算が減額又は削除された場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとする。

４　業務概要　　吹田市総合防災センターにおける清掃、施設設備等の総合管理

５　入札の保証　　吹田市財務規則第９８条に基づき免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の１００分の３に相当する額以上を納付しなければならない。

６　契約の保証

（１）落札者は、次のアからエまでに掲げるいずれかの方法により、契約の保証を付さなければならない。

ア　契約保証金の納付

イ　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ　当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供

エ　当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

（２）前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の１０分の８の額）、保証金額又は保険金額は、本契約における契約金額の１年当たりの額の１００分の１０に相当する額以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

7　入札参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）に登録されている者であり、「施設設備管理」を参加希望種目としている者であること。

（３）入札参加希望者の事業所所在地が吹田市又は別表に規定する近接市町村であること。

（４）官公庁（国又は地方公共団体の役所）から、平成２８年度から令和７年度までの過去１０年以内に、電気、空調、給排水設備等の総合管理業務の実績（入札参加申請日において、現に履行中であるものを含む。）を有すること。ただし、業務１件当たりの契約金額（履行期間が１年以上の契約の場合にあっては、１年間に換算して算出した金額とする。）が 500 万円以上の電気、空調、給排水設備等の総合管理業務を元請として履行した実績を有すること。

（５）本業務を実施するための従業員を確実に配備し得ること。

（６）公告日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領（平成１６年４月１日制定）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

（７）　公告日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成２４年１１月１３日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

（８）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

8　入札参加資格確認申請手続

（１）本入札の参加希望者は、次のアからウに示す書類（以下「申請書類」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書（様式1)

イ 同種業務契約履行実績調書（様式２）

ウ イの実績を証する契約書の写し

（２）申請書類の提出

ア 提出期間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月１８日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時３０分まで（正午から午後０時４５分までを除く。）

イ 提出先

吹田市佐竹台１丁目６番３号　吹田市総合防災センター　4階救急救助室

ウ 申請書類の配布期間及び方法

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月１８日（水）までの間に、吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和8年度(2026年度) 一般競争入札(業務委託)一覧＞吹田市総合防災センター設備保守・清掃業務に係る制限付一般競争入札

（以下、「当該案件のページ」）からダウンロードすること。

エ その他

（ア）申請書類の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。

（イ）提出された申請書類は、返却しない。

（ウ）申請書類は持参するものとし、郵送又は電子メールによる提出は受け付けない。

（３）入札参加資格の確認の結果について

入札参加資格の確認の結果は、参加資格の有無に関わらず、令和８年１１月２４日(火)までに、申込者に電子メールで通知する。入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

（４）期限までに申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと本市が認めた者は、本入札に参加することができない。

9 質疑及び回答

（１） 質疑受付期間及び質疑書の提出方法

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月１３日（金）正午まで、件名を「質疑 吹田市総合防災センター設備保守・清掃業務」とし、電子メールまたはＦＡＸにより受け付ける。電話等による質疑は受け付けない。

（２）回答掲載期間

令和８年１１月１６日（月）午前１０時から令和８年１１月２４日（火）午後５時までとし、吹田市のホームページの当該案件のページに掲載する。質疑がなかった場合は、ホームページに記載しない。

10 入札の日時及び入札場所

日時 令和８年１１月２６日（木）午前１１時００分

場所 吹田市江坂町１丁目２１番６号 吹田市消防本部８階 研修室

入札書（様式３）及び代理人をして入札に参加する場合の委任状（様式４）を吹田市のホームページの当該案件のページからダウンロードし、使用すること。

11 入札方法

（１）郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

（２）入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は２回までとする。
なお、最低制限価格は設定しない。

（３）再度入札を実施した場合において、予定価格の制限範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札の日時までに入札辞退届（様式５）を提出するものとする。

入札辞退届の様式は、吹田市のホームページの当該案件のページからダウンロードすること。

13 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札

（２）入札心得書に示した条件など、入札に関する諸条件に違反した入札

（３）参加資格確認申請に必要な証拠書類を提出しない者がした入札

（４）提出された申請書類の審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当する者がした入札

（５）入札時点において参加資格を欠いた者がした入札

15 落札者の決定

（１）有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。

（２）落札者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合は、入札参加者

を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

（３）書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど、不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど、厳正に対処するので注意すること。

（４）入札参加者が２者に満たない場合も、入札は成立するものとする。

16 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除に関する条例第８条第２項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式６）を提出すること。

17 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（１）から（４）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は、一切の責めを負わない。

（１）吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

（２）吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

（３）入札心得書第１０条第１２号に該当する行為があったと認められるとき

（４）正当な理由がなく、入札心得書第１３条に定める期間内に契約を締結しないとき

18 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

19 その他

入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。

20 問い合わせ先

吹田市佐竹台１丁目６番３号　吹田市総合防災センター４階 救急救助室

電 話　　（０６）６１７０－１６２２

Ｆ Ａ Ｘ （０６）６８３５－４０８５

Ｅメール　sfd-kyujo@city.suita.osaka.jp

別表

## ７（３）関係　近接市町村

１　大阪市
２　豊中市
３　茨木市
４　摂津市
５　堺市
６　東大阪市
７　柏原市
８　八尾市
９　松原市
10　大東市
11　四条畷市
12　門真市
13　守口市
14　寝屋川市
15　枚方市
16　高槻市
17　島本町
18　箕面市
19　池田市
20　伊丹市
21　尼崎市
22　川西市
23　西宮市
24　芦屋市
25　宝塚市